

海田町 頑張る中小企業者応援金

新型コロナウイルス感染症の拡大に対する広島県の集中対策に基づく外出機会の削減等の影響を受けた町内の中小企業者を応援します。



■ 支援額

1事業者当たり

30万円

申請手続きについて（要件については裏面をご確認ください。）

申請受付期間

令和3年4月1日(木)～令和3年4月30日(金)

申請方法

郵送での申請 もしくは 海田町役場3階窓口にて申請

必要
書類

- ①海田町頑張る中小事業者応援金給付申請書
- ②誓約書
- ③2020年の確定申告書第一表の写し
- ④対象月と前年同期の売上高の証明になる資料
- ⑤法人名義の振込先口座の通帳の写し
- ⑥申告書（前年同期と比較が困難な場合のみ）
- ⑦「広島コロナお知らせQR」の発行されたQRコード
- ⑧「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書
- ⑨ 謄本の写し（法人のみ）、開業届の写し（個人事業主のみ）

詳しくは海田町ホームページにてご確認ください。

<http://www.town.kaita.lg.jp//site/covid19-joho-kaita/118851.html>



お問い合わせ

海田町 魅力づくり推進課 ☎082-823-9234

8時30分から17時15分まで（土、日、祝は除く）

応援金申請要件

- (1) 町内に本社を有し、事業者としての所得を主たる収入とする事業者の内、対面で個人向けに商品、サービスの提供を行う事業を本業として営む中小企業者等又は個人事業主（以下「対象事業者」という。）であること。
- (2) 別表1に掲げる業種の事業を営む事業者
- (3) 広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受け、令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上高が対前年同月比30%以上減少しているもの。
- (4) 広島県の実施する事業（「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食店応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」）の対象事業者でないもの。
- (5) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言店舗であり、宣言書を店内に掲示していること。
- (6) 「広島コロナお知らせQR」の発行申請を行い、発行されたQRコードを店内に掲示していること。
- (7) 今後も町内において応援金の給付の対象に係る事業（以下「対象事業」という。）の継続の意思があること。
- (8) 申請時点において、町税（令和2年11月末納期までのものに限る。）を滞納していないこと。
- (9) 法人が、暴力団（海田町暴力団排除条例（平成23年海田町条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと及び法人の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (10) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 令和3年1月1日までに事業を開始していること。

「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書及び「広島コロナお知らせQR」のQRコードについては申請後に書類が届くまで時間差があるので、申請時申請が完了したことを確認できる資料（申請時の画面のスクリーンショット、申請書の写し等）を提出していただくことで一時的に代替することができます。

※ 申請日から一週間以内に宣言書及びQRコードの提出が無い場合は申請を取り消す場合があります。宣言書及びQRコードの確認ができ次第、応援金を給付します。

必要書類、申請手順、よくあるご質問、対象業種など

詳しくは海田町ホームページにてご確認ください。

<http://www.town.kaita.lg.jp//site/covid19-joho-kaita/118851.html>

